

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	労務管理に関する手続

局名	労働基準局 雇用環境・均等局
----	-------------------

## I 労働基準法等に基づく手続

## 1 手続の概要及び電子化の状況

## (1) 労働基準法に基づく手続

手続	手続の概要
貯蓄金管理協定の届出	労働者の貯蓄金を管理する場合に、労使協定を締結し、所定様式により、所轄労働基準監督署長に届け出るもの
解雇予告除外認定申請	労働者の責めに帰すべき事由により労働者を解雇する場合に、解雇手続の除外認定を所轄労働基準監督署長に申請するもの
1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	1箇月単位の変形労働時間制を採用する場合に、労使協定を締結し、その協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出るもの
1年単位の変形労働時間制に関する協定届	1年単位の変形労働時間制を採用する場合に、労使協定を締結し、その協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出るもの
1週間単位の変形労働時間制に関する協定届	1週間単位の変形労働時間制を採用する場合に、労使協定を締結し、その協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出るもの
非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届	非常災害等により、臨時に時間外・休日労働をさせる必要があり、事前に許可を受けることができない場合に、所轄労働基準監督署長に事後遅滞なく届け出るもの
時間外労働・休日労働に関する協定届	法定労働時間を超えて時間外労働又は休日労働をさせる場合に、労使協定を締結し、その協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出るもの
事業場外労働に関する協定届	事業場外のみなし労働時間制を採用する場合に、労使協定を締結し、その協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出るもの
専門業務型裁量労働制に関する協定届	専門業務型裁量労働制を採用する場合に、労使協定を締結し、その協定の内容を所轄労働基準監督署長に届け出るもの
企画業務型裁量労働制に関する決議届	企画業務型裁量労働制を採用する場合に、労使委員会で決議した内容を所轄労働基準監督署長に届け出るもの
企画業務型裁量労働制に関する報告	企画業務型裁量労働制の実施状況を所轄労働基準監督署長に報告するもの

監視断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	監視又は断続的労働に従事する者について労働時間等の適用の除外を所轄労働基準監督署長に申請するもの
児童の使用許可申請	児童を労働させるための許可を所轄労働基準監督署長に申請するもの
就業規則（変更）の届出	就業規則の作成又は変更の届出を所轄労働基準監督署長に行うもの
寄宿舎規則（変更）の届出	寄宿舎規則の作成又は変更の届出を所轄労働基準監督署長に行うもの
寄宿舎の設置、移転、変更計画の届出	寄宿舎の設置、移転、又は変更計画について所轄労働基準監督署長に届出を行うもの
断続的な宿直又は日直勤務許可申請	宿直又は日直に従事する者について労働時間等の適用の除外を所轄労働基準監督署長に申請するもの
適用事業等の報告 （１）適用事業に該当の報告 （２）寄宿舎の事故発生の報告 （３）労働者の死亡又は休業の報告	（１）～（３）の事由が発生した場合その旨の報告を所轄労働基準監督署長に行うもの
預金管理状況の報告	労働者の預金を管理する場合にその管理状況を所轄労働基準監督署長に報告するもの

※主な手続に係る電子化の状況

		平成 28 年	平成 29 年
①時間外労働・休日労働に関する協定届	紙による提出	99.7%	99.7%
	電子化率	0.3%	0.3%
②1年単位の変形労働時間制に関する協定届	紙による提出	99.8%	99.7%
	電子化率	0.2%	0.3%
③就業規則（変更）の届出	紙による提出	99.2%	98.7%
	電子化率	0.8%	1.3%

(2) 労働基準法以外の手続

i) 労働者災害補償保険法に基づく労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る申請、脱退申請及び変更届等

ア. 加入申請

① 手続の概要

海外派遣者の特別加入をしていない事業場が新たに労働者を特別加入させる場合に申請書を労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

② 電子化の状況（平成 27 年度）

紙による提出 97.4%、電子化率 2.6%

## イ. 脱退申請

### ① 手続の概要

海外派遣者の特別加入をしている事業場が、全ての加入者の特別加入を止める場合に脱退申請書を労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

### ② 電子化の状況（平成 27 年度）

紙による提出 83.5%、電子化率 16.5%

## ウ. 変更の届出

### ① 手続の概要

海外派遣者の特別加入に係る事項に変更が生じた際に届出書を労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

※ 既に海外派遣の特別加入を行っている事業場が新たに海外派遣の特別加入者を追加する場合や、加入者の一部の特別加入を止める場合も当該手続に含まれる。

### ② 電子化の状況（平成 27 年度）

紙による提出 91.6%、電子化率 8.4%

## エ. 報告書

### ① 手続の概要

海外派遣の特別加入者に係る海外派遣の内容が具体的に確定したときに報告書を労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

### ② 電子化の状況（平成 27 年度）

紙による提出 92.9%、電子化率 7.1%

## ii) 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に基づく継続雇用の高齢者に関する認定申請に関する手続

### ① 手続の概要

通常、同一の使用者と有期労働契約が通算 5 年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生するが、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に認定を申請し、当該認定申請により認定された場合には、無期転換申込権が発生しないもの。

### ② 電子化の状況（平成 30 年）

紙による提出 97.8%、電子化率 2.2%

## iii) 最低賃金法に基づく最低賃金の減額特例許可に関する手続

### ① 手続の概要

最低賃金法第 7 条に基づく最低賃金の減額特例許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

### ② 電子化の状況（平成 28 年）

紙による提出 99.98%、電子化率 0.02%

iv) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出

① 手続の概要

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に係る一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。また当該計画を変更したときも厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況（平成29年度）

紙による提出 97.8%、電子化率 2.2%

v) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出

① 手続の概要

常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、次世代育成支援対策推進に関する取組に係る一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。また当該計画を変更したときも厚生労働大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況（平成29年度）

紙による提出 99.5%、電子化率 0.5%

vi) 女性活躍推進法に基づく認定申請

① 手続の概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する状況が優良でかつその他の基準を満たした一般事業主は、厚生労働大臣に申請することにより、基準に適合するものである旨の認定を取得できる。

② 電子化の状況（平成29年度）

紙による提出 98.6%、電子化率 1.4%

vii) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定申請

① 手続の概要

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした一般事業主は申請することにより、基準に適合するものである旨の認定を取得できる。

② 電子化の状況（平成29年度）

紙による提出申請 100%、電子化率 0%

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

以下の対策を令和元年度末までに適宜実施することにより、目標である行政手続コスト20%削減を達成する。

(1) 労働基準法に基づく手続

労働基準法の届出等については、現在、e-gov を経由して電子申請することが可能であるが、電子申請の利用率は低調であることから、利用が進まない理由等を把握するため、民間事業者、全国社会保険労務士会連合会等に対し、平成29年6月及び8月にヒアリン

グを実施した。

(ヒアリング結果)

- ・ 社会保険労務士が提出代行をする際には、使用者の電子署名及び電子証明書を省略可能として欲しい。
  - ・ 電子申請においても、窓口へ届け出た場合と同じように、届け出た様式に受理印を押印した控が欲しい。
  - ・ そもそも 36 協定等について電子申請が可能であることを知らなかった。他の手続で利用している電子申請では、行政側から利用を奨められた。
  - ・ じっくり読んでいない時間がないため、わかりやすいマニュアルを作成して欲しい。
  - ・ 現在は自分で作成した様式のひな形を利用しており、当該様式に入力し打ち出す方が電子申請を行うより早く作業ができると考えている。
- 等の意見を得た。

当該意見を踏まえ、電子申請の利用を促進するために、

- ・ 本基本計画の最初の策定時（平成 29 年 6 月）から平成 30 年 12 月までに実施した取組
- ・ 今後実施予定の取組

は、以下の①から⑤のとおりである。

また、上記取組を進めることにより、労働基準法等に基づく手続のうち申請件数が多く全体の 90%程度を占める 3 つの手続（時間外労働・休日労働に関する協定届、1 年単位の変形労働時間制に関する協定届及び就業規則の届出）において、電子申請率の目標値を 31%とし、行政手続コスト 20%削減を目指す。

#### ① 社労士が提出代行する際の使用者の電子署名及び電子証明書の省略

平成 29 年 11 月に労働基準法施行規則を改正し、同年 12 月より、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」という。）が使用者の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付等をもって、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができることとした。

※ 同規則の施行以前は、社労士等が電子申請により提出を代行する場合であっても、使用者及び社労士双方の電子署名及び電子証明書が必要とされていた。

#### ② 公的個人認証サービスによる電子証明書の利用等

ア 平成 29 年 12 月に通達を発出し、同月より、使用者個人の公的個人認証サービス（個人のマイナンバーカード等）による電子証明書を利用した電子申請を可能とした。

※ 同通達の発出以前は、使用者の電子証明書については、電子認証登記所及び民間認証局発行の電子証明書のみ使用可能としていた。

イ 上記アの通達の発出にあわせ、平成 29 年 12 月から、電子認証登記所又は民間認

証局発行の電子証明書により証明を求める事項について、使用者の役職等にかかわらず、「氏名」が証明されている場合には、有効な電子証明書の添付がなされた届出として取り扱うこととした。

※ 同通達の発出以前は、電子認証登記所又は民間認証局発行の電子証明書により証明を求める事項として、使用者の「氏名」のほかに、「事業の名称（商号）」、「事業の所在地（本店所在地）」、「職名」、「部門」及び「部門の所在地」を求めていた。

### ③ 電子申請受理後の控の返送（要システム改修）

労働基準行政情報システムの改修により、届出等の控に受け付けた旨を印字したものを申請者に返送することとする。当該対応については、平成30年度からシステム改修を開始し、令和元年度から開始する予定である。

また、上記対応を開始するまでの間においても、電子申請の更なる利用促進を押し進める観点から、暫定措置として、平成30年3月から、申請者に連絡を行うためのコメント発出機能を活用し、届出等を受け付けた旨通知することとした。

※ 暫定措置の実施以前は、電子申請が完了した場合、申請者に e-gov のシステムを経由して「到達番号」及び「問合せ番号」のみが通知されていた。

### ④ 労働基準法の届出等に係る電子申請用リーフレット等による周知

労働基準法の届出等に係る電子申請のリーフレットや操作方法を解説したパンフレット等を作成し、労働基準監督署の窓口で配布すること等により、電子申請の利用勧奨を行うこととしており、具体的な進捗等は以下のとおりである。

#### (i) リーフレット

電子申請を利用するメリット、手続の検索方法及び電子申請の対象手続一覧等を盛り込んだ周知用リーフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」を作成し、平成30年1月から下記(iii)のHPに掲載している。また、平成30年4月から、都道府県労働局及び各労働基準監督署の窓口等で配布している。

#### (ii) パンフレット

電子申請の基本的な操作の流れや36協定届（本社一括届出含む）、1年単位の変形労働時間制に関する協定届及び就業規則の届出（本社一括届出含む）を電子申請により行う際の操作法の解説を盛り込んだ周知用パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」を作成し、平成30年1月に下記(iii)のHPに掲載した。

さらに、同パンフレットについて、より利用者に活用してもらう観点から、実際に電子申請を利用している民間事業者等にパンフレットの内容についてヒアリングを実施し、その結果を踏まえて分かりやすくするための修正を行った上で、平成30年2月からHPに掲載している。また、平成30年4月中旬以降、都道府県労働局及び各労働基準監督署の窓口等で配布している。

#### (iii) HPでの周知

平成30年1月に、労働基準法の届出等の電子申請について紹介するページを、

厚生労働省HP内に開設した。当該HPに、上記①及び②の関連通達、④(i)のリーフレット及び(ii)のパンフレット、電子申請の事前準備について解説したマニュアル等を掲載し、周知を行っている。

※ HPで周知を実施する以前は、情報が集約されておらず、利用者が欲しい情報をすぐに調べることができなかった。

(iv) 民間事業者及び団体への利用勧奨

上記(i)のリーフレット等を、窓口が届出があった際などあらゆる機会を通じて、民間事業者に周知している。

また、厚生労働省労働基準局監督課においても、平成30年3月に関係団体に対して電子申請の利用促進に関する要請を行ったところであり、以降、これらの団体における会合での説明の実施、パンフレット等の配置、会員企業への周知を随時受け付けている。

(v) 利用者操作用動画の作成

令和元年度早期に、利用者の操作手順を解説した動画を作成し、上記(iii)のHPに公開する予定である。

(vi) その他

平成29年12月に、厚生労働省が配信するメールマガジン「厚労省人事労務マガジン」において、上記①及び②の取組について掲載した。

引き続き、同メールマガジンで情報発信を行うとともに、今後、厚生労働省ツイッター・FB、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」等においても、電子申請の利用促進に向けた取組について、情報発信を行う予定である。

主な行政手続に係る電子化率が依然として低調であることをふまえ、平成31年度には、これまでの取組に加え、さらに、委託事業による説明会等においても、関連性の高いもの、効果の上がりそうなものについて、前記のリーフレットやパンフレットを活用した周知を行う予定。

⑤ 時間外労働・休日労働に関する協定届の本社一括届出の簡素化（要通達発出）

現在、時間外労働・休日労働に関する協定届出については、複数の事業場について同一の過半数労働組合と締結した協定のみ、これら複数の事業場分をまとめて本社を管轄する労働基準監督署へ届け出ることが可能であるが、今後、通達を改正し、過半数代表者と締結した協定等についても本社一括届出を可能とする。

(2) 労働基準法以外の手続

労働基準法に基づくもの以外の手続についての主な取組は、以下のとおりである。

i) 労働者災害補償保険法に基づく労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る申請、脱退申請及び変更届等

労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る申請、脱退申請及び変更届等において、令和元年度末までに海外派遣に関する報告書を廃止する。

ii) 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に基づく継続雇用の高齢者に関する認定申請に関する手続

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に基づく継続雇用の高齢者に関する認定申請に関する手続（以下「有期特措法の手続」とする。）については、平成29年12月に通達を発出し、社労士等が電子申請により提出を代行する場合には、社労士等が事業主の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付等をもって、事業主の電子署名及び電子証明書の添付に代えることを可能とし、また、事業主個人の公的個人認証（個人のマイナンバーカード等）を利用した電子申請を可能とした。
- ② 平成29年12月以降、セミナーやHPを利用して電子申請の利用について周知を実施しており、今後も当該取組などにより、電子申請の周知・利用促進を行っている。

iii) 最低賃金法に基づく最低賃金の減額特例許可に関する手続

- ① 社労士等が提出代行する際の使用者の電子署名及び電子証明書の省略  
平成31年3月に最低賃金法施行規則を改正し、同年4月より、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」という。）が使用者の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付等をもって、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができることとした。  
※ 同規則の施行以前は、社労士等が電子申請により提出を代行する場合であっても、使用者及び社労士等双方の電子署名及び電子証明書が必要とされていた。

- ② 公的個人認証サービスによる電子証明書の利用等  
ア 平成29年12月に通達を発出し、同月より、使用者個人の公的個人認証サービス（個人のマイナンバーカード等）による電子証明書を利用した電子申請を可能とした。  
※ 同通達の発出以前は、使用者の電子証明書については、電子認証登記所及び民間認証局発行の電子証明書のみ使用可能としていた。

イ 上記アの通達の発出にあわせ、平成29年12月から、電子認証登記所又は民間認証局発行の電子証明書により証明を求める事項について、使用者の役職等にかかわらず、「氏名」が証明されている場合には、有効な電子証明書の添付がなされた届出として取り扱うこととした。  
※ 同通達の発出以前は、電子認証登記所又は民間認証局発行の電子証明書により証明を求める事項として、使用者の「氏名」のほかに、「事業の名称（商号）」、「事業の所在地（本店所在地）」、「職名」、「部門」及び「部門の所在地」を求めていた。

- ③ 労働基準法の届出等に係る電子申請用リーフレット等による周知  
平成30年1月に作成した電子申請周知用パンフレット及びリーフレット（上記（1）④（i）・（ii））において、電子申請が可能な手続として記載し、周知を行っている。

iv) から vii) の手続（女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく手続）

- ① 電子申請の利用勧奨  
各地で実施するセミナーの機会を活用して、一般的な電子申請の手続きを周知し、電子申請の利用促進を図っている。
- ② リーフレット等の内容の充実



リーフレットやHPにおける電子申請関係の内容を充実させることで、企業の間合せ時間の削減や電子申請の周知・利用促進を図る。

### 3 コスト計測

以下によりコスト計測を行った。

#### (1) 労働基準法に基づく手続

##### i) 対象手続の選定

労働基準法等に基づく手続のうち申請件数が多い3つの手続（下記①～③の3手続で全体の90%程度を占める）をコスト計測対象として選定。

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定届
- ② 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- ③ 就業規則（変更）の届出

##### ii) コスト計測の方法及び時期

###### ア 調査の方法及び時期

- ・ 対象手続に関し、電子申請と非電子申請のそれぞれについて一般的な作業時間を収集するため、平成29年5月及び6月に、厚生労働省労働基準局監督課より、民間事業者、全国社会保険労務士会連合会等へ聴取調査を実施。
- ・ 上述の調査により作業時間等を確認したが、事業者等によって大きな差がある状況が認められたため、より多くの民間事業者等から実態を確認した上で、電子申請率の数値目標を設定する必要があると判断し、平成29年11月から平成30年1月にかけて、都道府県労働局を通じ、民間事業者に対して聴取又は通信による調査を実施。
- ・ 提出手続1件あたりの作業時間については年度によって変動するものではないので、今後のコスト調査予定はなし。

###### イ コスト計測の考え方及び結果

- ・ 行政手続コストの削減対象が「事業者の作業時間」であることから、コスト計測においては、対象手続の電子申請と非電子申請のそれぞれについて、上記調査にもとづく一般的な作業時間と、毎年申請件数を用いることとした。
- ・ 一般的な作業時間については、調査において回答のあった各事業場の届出を行うための「作業時間」、「届出書類の準備時間（印刷等）」、「監督署での待ち時間・審査時間」、「監督署・会社間の往復時間」に整理して取りまとめた。それぞれの合計時間数を算出し、これらの時間を各項目について回答のあった事業場数で割って平均値を算出した。

また、電子申請では、届出書類の印刷や労働基準監督署までの移動等が不要となることから、「届出書類の準備時間（印刷等）」、「監督署での待ち時間・審査時間」、「監督署・会社間の往復時間」を、電子申請移行後に削減される時間とした。

取組の起算点となる平成29年度におけるコスト計測の結果は以下のとおりである。

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定届

現状  $1 \text{ 時間 } 19 \text{ 分} \times 150 \text{ 万件} \times 0.3\% + 3 \text{ 時間 } 51 \text{ 分} \text{ (1 件あたりの作業時間)} \times 150 \text{ 万件} \times 99.7\% = 576 \text{ 万 } 3 \text{ 千 } 6 \text{ 百時間}$   
 ※150 万件：36 協定届出件数（平成 28 年）

削減後  $1 \text{ 時間 } 19 \text{ 分} \times 150 \text{ 万件} \times 31\% + 3 \text{ 時間 } 51 \text{ 分} \times 150 \text{ 万件} \times 69\% = 459 \text{ 万 } 7 \text{ 千時間}$

【削減効果】 20.2%

時間外労働・休日労働に関する協定届 1 件あたりの作業時間

	窓口における手続	電子申請による手続
届出様式の作成時間	1 時間 19 分	1 時間 19 分
届出書類の準備時間（印刷等）	1 時間 23 分	—
監督署での待ち時間・審査時間	0 時間 26 分	—
監督署・会社間の往復時間	0 時間 43 分	—
合計	3 時間 51 分	1 時間 19 分

② 1 年単位の変形労働時間制に関する協定届

現状  $1 \text{ 時間 } 20 \text{ 分} \times 35 \text{ 万件} \times 0.2\% + 3 \text{ 時間 } 48 \text{ 分} \text{ (1 件あたりの作業時間)} \times 35 \text{ 万件} \times 99.8\% = 132 \text{ 万 } 8 \text{ 千 } 2 \text{ 百 } 73 \text{ 時間 } 20 \text{ 分}$   
 ※ 35 万件：1 年単位の変形労働時間制に関する協定届出件数（平成 28 年）

削減後  $1 \text{ 時間 } 20 \text{ 分} \times 35 \text{ 万件} \times 31\% + 3 \text{ 時間 } 48 \text{ 分} \times 35 \text{ 万件} \times 69\% = 106 \text{ 万 } 2 \text{ 千 } 3 \text{ 百 } 66 \text{ 時間 } 40 \text{ 分}$

【削減効果】 20.0%

1 年単位の変形労働時間制に関する協定届 1 件あたりの作業時間

	窓口における手続	電子申請による手続
届出様式の作成時間	1 時間 20 分	1 時間 20 分
届出書類の準備時間（印刷等）	1 時間 16 分	—
監督署での待ち時間・審査時間	0 時間 29 分	—
監督署・会社間の往復時間	0 時間 43 分	—
合計	3 時間 48 分	1 時間 20 分

③ 就業規則の届出

現状  $1 \text{ 時間 } 23 \text{ 分} \times 64 \text{ 万件} \times 0.8\% + 4 \text{ 時間 } 8 \text{ 分} \text{ (1 件あたりの作業時間)} \times 64 \text{ 万件} \times 99.2\% = 263 \text{ 万 } 1 \text{ 千 } 2 \text{ 百 } 53 \text{ 時間 } 20 \text{ 分}$   
 ※ 64 万件：就業規則の届出件数（平成 28 年）

削減後  $1 \text{ 時間 } 23 \text{ 分} \times 64 \text{ 万件} \times 31\% + 4 \text{ 時間 } 8 \text{ 分} \times 64 \text{ 万件} \times 69\%$

=209万9千7百33時間20分

【削減効果】 20.2%

就業規則の届出1件あたりの作業時間

	窓口における手続	電子申請による手続
届出様式の作成時間	1時間23分	1時間23分
届出書類の準備時間（印刷等）	1時間29分	—
監督署での待ち時間・審査時間	0時間33分	—
監督署・会社間の往復時間	0時間43分	—
合計	4時間8分	1時間23分

(2) 労働基準法以外の手続

i) 対象手続の選定

行政手続部会で行われた関係者ヒアリングにおいて簡素化要望のあった手続（労働者災害補償保険法に基づく労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る申請、脱退申請及び変更届等）をコスト計測の対象として選定。

ii) コスト計測の方法及び時期

ア 調査の方法及び時期

- ・ 平成29年度については、5月に全国社会保険労務士会連合会に対する聴き取りによって実施。
- ・ 提出手続1件あたりの作業時間については年度によって変動するものではないので、今後のコスト計測予定はなし。

イ コスト計測の考え方及び結果

労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る報告書の提出手続1件あたりの作業時間について、コスト計測を行った結果は以下のとおりである。令和元年度までに廃止予定の報告書の提出に係る所要時間を、コスト削減される時間とした。

現状 「申請」、「変更」、「脱退」、「報告書」の各手続に係る様式の記載、提出、その他（不備訂正等）に要する総作業時間=26,476時間36分  
※ 平成27年度実績：79,485件

削減後 26,476時間36分-12,051時間18分（※）=14,425時間18分  
※ 報告書の手続き1件あたりの作業時間：20分×年間件数：36,154件（平成27年度）=報告書の総作業時間：12,051時間18分

【削減効果】 45.5%